

異議の決定

異議 2016-900116

中国広東省東莞市道▲じょう▼鎮大嶺▲や▼工業区（番地なし）
商標権者 東莞市和楽電子有限公司

東京都渋谷区広尾三丁目12番40号 広尾ビル4階
代理人弁理士 S K特許業務法人

東京都渋谷区広尾三丁目12番40号 広尾ビル4階
代理人弁理士 奥野 彰彦

東京都渋谷区広尾三丁目12番40号 広尾ビル4階
代理人弁理士 伊藤 寛之

アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 02110 ボストン コングレス スト
リート 230
商標異議申立人 ジーボ インコーポレイテッド

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 田中 伸一郎

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 中村 稔

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 松尾 和子

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 熊倉 穎男

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 辻居 幸一

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 井滝 裕敬

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 藤倉 大作

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 中村合同特許法律事務所
代理人弁理士 石戸 孝

登録第5824306号商標の商標登録に対する登録異議の申立てについて、次のとおり決定する。

結論

登録第5824306号商標の商標登録を維持する。

理由

1 本件商標

本件登録第5824306号商標（以下「本件商標」という。）は、別掲のとおりの構成からなり、平成27年9月2日に登録出願、同28年1月

13日に登録査定、第9類「電子計算機、コンピュータ周辺機器、ナビゲーション装置、スピーカー、携帯電話機、スピーカー用ホーン、ヘッドホン、イヤホーン、バッテリーチャージャー、データ処理装置」を指定商品として、同年2月5日に設定登録されたものである。

2 引用商標

登録異議申立人（以下「申立人」という。）が、本件登録異議の申立ての理由として引用する国際登録第1185056号商標（以下「引用商標」という。）は、ローマン体により「JIBO」の欧文字を表してなり、2015年（平成27年）4月21日に国際商標登録出願（事後指定）、平成28年5月11日に登録査定、第9類「Personal robots accessories, namely, microphones, audio speakers, video cameras, electric charging cables and battery charging devices, power supply connectors, batteries, power supply adaptors, computer hardware, computer networking hardware, cradles for electronic mobile devices, computer printers, computer screens, computer peripherals therefor, computer hardware in the nature of structural parts for personal robot external appearance customization; carrying cases, holders, and protective cases all specially adapted for the aforementioned goods: personal robots, namely, interactive social and emotive robots for personal use that provide information, entertainment, education, and communications capabilities; downloadable computer software and computer application software for portable electronic devices; downloadable computer software and computer application software for portable electronic devices, namely, software for controlling, programming, and interfacing with personal robots, software for creating, uploading, downloading, sharing, viewing, and streaming audio, musical, visual, photographic, audiovisual, and literary content, software for social networking, software for communicating via voice, text and video, software for telepresence conferencing and management, software for geolocation and navigation, software for accessing information related to sports, news, weather, science, art, current events, and entertainment, software for task management, scheduling, and organization; software for recording, storing, and retrieving information and data; electronic game software for portable electronic devices.」並びに第41類及び第42類に属する国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿記載のとおりの役務を指定役務として、同年7月8日に国内登録されたものであり、現に有効に存続しているものである。

3 登録異議の申立ての理由

申立人は、本件商標について、商標法第8条第1項に違反して登録されたものであるから、その登録は、同法第43条の3の規定により、取り消されるべきであると申立て、その理由を要旨以下のように述べ、証拠方法として甲第1号証ないし甲第4号証を提出した。

（1）本件商標と引用商標は、称呼上類似する商標である。

引用商標は、欧文字「JIBO」を横書きした構成からなる。引用商標に係る商品は世界最初の家庭用ロボットであり、2014年8月15日付けの「東洋経済ONLINE」では「ペッパーの強敵？499ドルのジーボの実力」と紹介されている（甲3）。また、2016年6月22日付けの「財経新聞」では「かわいいキャラクターの家庭用AIロボット『JIBO（ジーボ）』がいよいよ出荷開始」との記事が掲載されている（甲4）。甲第3号証及び甲第4号証には、いずれも「JIBO」に「ジーボ」の片仮名が併記されている。

しかして、引用商標からは、「ジーボ」という称呼が生ずる。

一方、本件商標は、造語商標であるが、一般に欧文字の造語商標が英語風に無理なく発音し得る場合には、日本人に最もなじみのある英語風の読み方によって称呼が特定される。

例えば、本件商標中の「jea」の文字を含んだ英単語の「jeans」は、「ジーンズ」と発音される語として我が国において極めて馴染み深い英単語である。

したがって、本件商標からも、引用商標と同一の「ジーボ」という称呼が生ずる。

(2) 本件商標の指定商品中、第9類「電子計算機、コンピュータ周辺機器、データ処理装置」は、引用商標の指定商品中、第9類「downloadable computer software and computer application software for portable electronic devices」等と類似している。

また、本件商標の指定商品中、第9類「ナビゲーション装置、スピーカー、携帯電話機、スピーカー用ホーン、ヘッドホーン、イヤホーン」は、引用商標の指定商品中、第9類「Personal robots accessories, namely, microphones, audio speakers, video cameras」等と類似している。

さらに、本件商標の指定商品中、第9類「バッテリーチャージャー」は、引用商標の指定商品中、第9類「Personal robots accessories, namely, …power supply connectors, …power supply adaptors」等と類似している。

(3) 結び

したがって、本件商標は、商標法第8条第1項の規定に違反して登録されたものである。

4 当審の判断

(1) 本件商標について

本件商標は、別掲のとおり、「j e a b o」の欧文字をややデザイン化して表してなるところ、該文字は、辞書類に載録されている既成の語ではないことから、特定の意味合いを生ずることのない一種の造語として看取、理解されるものであり、特定の観念を生じないものである。

そして、本件商標は、その文字配列からすれば、ローマ字又は英語の発音に倣って「ジェアボ」又は「ジーボ」の称呼を生ずるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「J I B O」の欧文字を表してなり、これからは「ジーボ」の称呼を生ずるものである。

そして、該文字は、特定の語義を有しない一種の造語といえるものであるから、引用商標は、特定の観念を生じないものである。

(3) 本件商標と引用商標との類否について

本件商標は、別掲のとおり、「j e a b o」の欧文字をややデザイン化して表した構成からなるのに対し、引用商標は、「J I B O」の欧文字からなるものであるから、両商標は、構成文字及び態様において相違し、外観上、相紛れるおそれはない。

そして、称呼においては、両商標は「ジーボ」の称呼を同じくするものの、本件商標から生じる「ジェアボ」の称呼と、引用商標から生じる「ジーボ」の称呼とは、語頭部分において、「ジェア」の音と、「ジー」の音の明確な差異を有するものであるから、語調、語感が異なり、十分に聴別できるものである。

また、観念においては、本件商標と引用商標は、共に特定の観念を生じないものであるから、観念上類似するところのないものである。

そうすると、本件商標と引用商標とは、「ジーボ」の称呼を同じくする場合があるとしても、外観及び観念において相紛れるおそれはないものであるから、これらを総合すれば、両商標は、商品の出所の混同を生じるおそれのない非類似の商標というべきである。

その他、本件商標と引用商標とが類似するとみるべき特段の事情も見いだせない。

したがって、本件商標と引用商標とは、商標法第8条第1項に規定する「類似の商標」には該当しない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件の商標は、商標法第8条第1項に違反して登録されたものではないから、同法第43条の3第4項に基づき、その登録を維持すべきである。

よって、結論のとおり決定する。

平成28年11月 2日

審判長 特許庁審判官 青木 博文
特許庁審判官 田中 亨子

別掲（本件商標）

The logo for 'jeabo' is displayed in a bold, lowercase, sans-serif font. The letters 'jeabo' are arranged in a staggered, overlapping manner: 'jea' on top-left, 'bo' on bottom-right, 'b' in the middle-right, 'o' in the middle-left, 'b' in the middle, and 'o' at the bottom.

（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

〔決定分類〕 T 1 6 5 1 . 2 6 1 - Y (WO 9)
2 6 2
2 6 3

審判長	特許庁審判官	青木 博文	8451
	特許庁審判官	板谷 玲子	8859
	特許庁審判官	田中 亨子	7758